

福岡県公報

平成24年6月19日
第3404号

目次

告示(第1099号-第1107号)

- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 1
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 2
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) …………… 3
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
- 救急病院の名称の変更 (医療指導課) …………… 4

公安委員会

- 福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部組織犯罪対策課) …………… 4
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 4
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活保安課) …………… 5
- 技能検定員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) …………… 5

告示

福岡県告示第1099号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号。以下「令」という。)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号。以下「法」という。)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成24年6月19日から同年7月3日までの間縦覧に供する。

平成24年6月19日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住所	氏名		
大川市大字新田858 大川市大字紅粉屋961-1 大川市大字新田1324-1	黒田 洋児 山田 智徳 山口 純一	川口	川口漁業協同組合

福岡県告示第1100号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成24年6月19日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字東中隈3284番地1及び3284番地8
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市三沢978番地1
田中 周作

福岡県告示第1101号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年6月19日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年5月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

特定非営利活動法人ヘルスアンドライツサポートうりずん（若夏）

- (2) 代表者の氏名

中嶋 和代

- (3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市知古1丁目6番48号

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者のみならず各世代に対して、日常生活を支援するサービスの知識や情報の提供及び介護サービス内容の評価、介護予防に関する講習事業及び調査研究事業を行い、各人の自立支援に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1102号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成24年6月19日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営寺山地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	平成24年6月19日から 平成24年7月18日まで	広川町役場

福岡県告示第1103号

大野島土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年6月19日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
古川 敬次郎	大川市大字大野島2498番地、2499番地1
野田 辰夫	〃 〃 1906番地2
宮部 出夫	〃 〃 2577番地
今村 和彦	〃 〃 1193番地2
武下 壽	〃 〃 144番地2
武下 満則	〃 〃 427番地1
池末 賢治	〃 〃 1440番地1
武下 具視	〃 〃 2457番地1
江口 信一	〃 〃 1589番地2
江頭 節雄	〃 〃 2136番地
今村 茂安	〃 〃 2270番地
武下 秀光	〃 〃 2989番地
吉川 宏	〃 〃 3462番地2
島崎 輝雄	〃 〃 3759番地2の2
島崎 海男	〃 〃 3889番地1

2 退任監事

氏名	住所
梅崎 美雄	大川市大字大野島3050番地1
古賀 輝夫	〃 〃 563番地
池末 義一	〃 〃 1658番地

3 就任理事

氏名	住所
古川 敬次郎	大川市大字大野島2498番地、2499番地1
野田 辰夫	〃 〃 1906番地2
宮部 出夫	〃 〃 2577番地

今村和彦	大川市大字大野島1193番地2
武下壽	〃 〃 144番地2
武下満則	〃 〃 427番地1
木村澄男	〃 〃 1058番地
武下具視	〃 〃 2457番地1
江口信一	〃 〃 1589番地2
野田英明	〃 〃 1829番地
今村將廣	〃 〃 3230番地
志岐公明	〃 〃 3006番地
吉川辰興	〃 〃 3732番地
江頭良介	〃 〃 4103番地
島崎邦博	〃 〃 3335番地1

4 就任監事

氏名	住所
今村茂安	大川市大字大野島2270番地
堤敬信	〃 〃 1322番地
吉川康則	〃 〃 3501番地1

福岡県告示第1104号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成24年6月19日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代7月号	雑誌15277-07	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害する
図書	2	実話ドキュメント7月号	雑誌05267-7	株式会社竹書房	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害する

図書	3	図解アリエナイ理科ノ教科書 改訂版	雑誌64177-87	(株)三オブックス	おそれがある。
図書	4	図解アリエナイ理科ノ教科書ⅡB	雑誌64178-29	(株)三オブックス	
図書	5	図解アリエナイ理科ノ工作	雑誌64178-67	(株)三オブックス	
図書	6	図解アリエナイ理科ノ教科書ⅢC	雑誌64179-47	(株)三オブックス	
図書	7	図解アリエナイ理科ノ実験室	雑誌64180-63	(株)三オブックス	
図書	8	新版アリエナイ理科	雑誌64241-87	(株)三オブックス	

福岡県告示第1105号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年6月19日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
福岡市早良区大字石釜字金山349の3・352の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字新飼1034の6（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1106号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年6月19日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

豊前市大字中村1117の2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1107号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院から名称の変更の届出があったので、次のように告示する。

平成24年6月19日

福岡県知事 小川 洋

旧名称	新名称	所在地	変更年月日
医療法人天神会新古賀病院	社会医療法人天神会新古賀病院	久留米市天神町120	平成24年4月1日
社会保険小倉記念病院	小倉記念病院	北九州市小倉北区浅野3-2-1	平成24年4月1日

公安委員会

福岡県公安委員会規則第13号

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成24年6月19日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第19条中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第14条の2第2項に規定する標章の掲示及び除去に関すること。

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第176号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成24年6月19日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成24年7月23日（月） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡県久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第177号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成24年6月19日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署

平成24年7月18日（水） 13:30～16:30	柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳川警察署
平成24年7月20日（金） 13:30～16:30	北九州市小倉南区若園5丁目1番5号 小倉南生涯学習センター 視聴覚室	小倉南警察署
平成24年7月24日（火） 13:30～16:30	筑紫野市二日市南1丁目9番3号 筑紫野市生涯学習センター 視聴覚室	筑紫野警察署
平成24年7月27日（金） 13:30～16:30	福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室	中央警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第171号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のように公示する。

平成24年6月19日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

技能検定員審査

2 審査に係る免許の種類

道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所	審査種別
平成24年7月19日（木曜日） 午前9時から～午後3時まで	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第2ビル 福岡県指定自動車学校協会	
平成24年7月20日（金曜日） 午前9時から～午後5時まで			
平成24年7月23日（月曜日） 午前9時から～午後5時まで	技 能	筑後市大字久富1133番地 筑後自動車学校	大型・中型 大特・牽引 大型二種 中型二種
平成24年7月24日（火曜日） 午前9時から～午後5時まで			普 通 大 自 二 普 自 二 普 通 二 種

4 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く）に係る運転免許証を複写したものと及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部交通部運転免許試験課（以下「運転免許試験課」という。）へ提出すること。

審査に係る免許の種類	手数料の額
大型、中型	23,500 円
普通	19,650 円
大自二、普自二、大特、牽引	14,500 円
大型二種、中型二種、普通二種	21,850 円

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であるこ

とを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、告示の日から平成24年7月6日（金曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、告示の日から平成24年7月6日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証及び教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は自動車運転免許証（仮運転免許証を除く）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては技能検定員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に対して行うこと。

連 絡 先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所 在 地 福岡市南区花畑4丁目7番1号

電話番号 092-566-2892